

平成28年度 新発田市立七葉中学校いじめ防止基本方針

新発田市立七葉中学校

1 いじめ防止のための取組の基本方針

○いじめの未然防止に重点をおく。

そのために、規律・学力・自己有用感・人間関係づくりの能力を生徒に育む。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

「いじめ・不登校対策委員会」を構成する。

- ・校長、教頭 ・生徒指導主事 ・学年主任 ・養護教諭 ・該当学級担任
- ・スクールカウンセラー・必要に応じた担当者

(2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

生徒指導部会・学年部会

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

- ・新発田市SSW 江端三知子
- ・新発田警察署生活安全課スクールサポーター
- ・児童相談所
- ・市担当弁護士

(4) 組織の役割

- ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報・連絡の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

3 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導体制

① いじめ防止に向けた指導内容（指導事項）

人権教育年間計画や道徳教育年間計画に年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画を盛り込む。

② 年間指導計画

- ・生徒によるいじめ防止に向けた具体的な取組（教育活動）

絆づくり集会を年2回開催し、生徒が主体的に話し合う機会を作る。また、学級宣言文を作成して毎月振り返り活動を行い、生徒が自らいじめに関して自己点検を行う。

- ・生徒会活動、学級活動、学年活動として以下の活動を年間計画に位置付ける。
体験学習、ボランティア活動、すこやか育成会、小中学生交流会、人権パネル展

(2) 教育相談体制

- ① 全員対象のいじめにかかわる内容を含む生活アンケートを定期的実施する。状況に応じて、無記名として、正直な答えができるようにする。
- ② アンケート等を基にして、学期1回、学級担任が全員対象で教育相談を実施する。場合によっては、生徒が希望する教員（生徒指導主事、部活動顧問等を含む）・SCも参加する。
- ③ スクールカウンセラー（週1回程度来校）やSSW（必要時）の活用をはかる。
- ④ 教育相談実施後の情報共有と迅速な対応として、学年部会で情報交換を行い、必要に応じて生徒指導部会へ報告する。

(3) 早期発見・即時対応の方策

- ① ささいな変化に気付くために生活ノート、保健室との情報共有、生徒との日常会話を大切にし、組織としてのいじめ「認知」を高め、早期発見に繋げるために、「集約担当」をおく。
- ② 得られた情報を確実に共有するために、5W1Hの記録をとる。
- ③ 即時対応するために、週に1回の生徒指導部会で確認する。緊急性のある場合は速やかに対応し、機動性のある「いじめ対策委員会」を招集・発動する。
- ④ 教職員が普段からの生徒への態度や関わりを見直し、発見の目を磨く。

4 校内研修

いじめを生まない防止策の一つとして、学習活動の充実であり、そのための授業改善が重要である。「わかる授業、すべての生徒が主体的・協働的な学習が成立できる授業」の実現を目指し、「学習の楽しさを実感させる授業改革～生徒の活動と言語体験の充実を図る～」を研究主題として授業改善に取り組む。それと共に、生徒理解にかかわる研修の充実を図っていく。特に一人一人の特性がわかる資料を介しての全職員の周知、特性を踏まえた対応、自己肯定感を高められるための方法・方策の研修に力を入れる。

そのために次のことを実施する。

○ 授業に関わる取組

- ・校内研修に関する年間計画→1人1授業公開の実施。
- ・学習規律の定着。正しい姿勢、忘れ物しない、発表の仕方と聞き方、チャイム前着席の定着が生徒のストレスを減少させることを再確認する。

○いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組

- ・4月初めの「特別な取組よりも日常の授業が生徒のストレスを減少させる。それがいじめの未然防止につながる」ことを確認できる職員研修の実施。

- ・H21年7月に国立政策研究所発行の生徒指導支援資料5「いじめに備える」等を活用した職員研修の実施
- ・H21年3月配付の「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を活用した職員研修の実施

5 いじめ防止に向けた取組の評価

- ・適切に機能しているか点検し、より実効性の高い取組を実施する。(PDCAサイクルの実施)
- ・夏季休業、冬期休業、年度末休業に規律・学力・自己有用感・人間関係づくりの能力の内容を点検し、改善をはかる。アンケート項目は基本8項目とする。
- ・いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び生徒児童の自殺予防について(通知)に別添された「組織的な対応等についてのチェックリスト」を活用し点検する。

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・いじめの実態に関する調査結果等について各種便りを通じて公表する。
- ・作成した学校いじめ防止基本方針をHPで公表する。
- ・いじめ防止にかかわる授業や生徒会活動等が参観できるよう案内する。

7 ネット上のいじめへの対応、取組等

- ・アンケートや県ネットパトロール、警察等から情報を得る。
- ・該当生徒等に面談し、事実確認をする。
- ・十分な面談の上で、相手生徒の気持ちを確認して、謝罪場面を設定する。
- ・サイトにのせた文面、画像等を確実に消去させる。
- ・保護者を含めて、SNSの取り扱い方を指導する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記のいじめ対策推進法の第28条を受けて、「重大事態」を次のように定める。

① いじめにより在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○生徒が自殺した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）

○「相当の期間」については、上記日数を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、対策委員会の判断により、迅速に着手する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で対策委員会が「いじめの結果ではない」「重大事態ではない」と考えたとしても重大事態が発生したものととして報告、調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

重大事態発生	学校	→	市教育委員会	→	新発田市長
--------	----	---	--------	---	-------

(3) 調査の主体について

① 学校が主体となっていく場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）

② 市教育委員会が主体となっていく場合

*学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

(4) 調査を行う組織

- ・重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない（第三者）参加を図る。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係把握のためにアンケート調査を行う。その際、事実が分かるようにするために無記名の調査で実施する。

○客観的な事実関係を速やかに調査する。

○不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合う。

○「事実を明確にする」ために

- ・いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」

「いじめの背景」「児童生徒の人間関係にどのような問題があるか」
「学校・教職員がどのように対応したか」
を網羅して見過ごししていないかどうか確認し、明確にする。

○いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒、在籍生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
- ・いじめられた生徒、情報提供をしてくれた生徒について守ることを最優先する。
- ・いじめられた生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

○いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。調査結果は、随時連絡をして情報を共有する。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・いじめ行為がいつ ・誰から ・どのような態様で
- ・学校がどのように対応したか

イ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。